

國學院大學學術情報リポジトリ

井上毅と明治国学

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 齊藤, 智朗 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001686

井上毅と明治国学

齊藤 智朗

はじめに

大日本帝国憲法・明治皇室典範・教育勅語の中心的起草者で、「明治国家のグランドデザイナー」と称される井上毅は、明治二十三年の國學院設立の際に提示された「國學院設立趣意書」の修正に携わり、また明治二十六年の文部大臣時代には、皇典講究所幹事・松野勇雄が呈した「皇典講究所御処分案」に意見を示すなど、草創期の皇典講究所・國學院の形成と展開の上で、重要な役割を担った。こうした國學院設立時からの由縁もあって、井上毅の旧蔵資料（文書・図書）が今日、國學院大學図書館に「梧陰文庫」（文書之部・図書之部）として収められており、この「梧陰文庫」資料を中心に、井上毅関係資料に関する資料集として、『井上毅伝 史料篇』（第一―第六 補遺一・二、以下『井上毅伝』）と、『近代日本法制史料集』（全二〇巻）が編纂・刊行されている。こうした「梧陰文庫」資料の分析と紹介は、

井上毅研究を飛躍的に発展させたにとどまらず、政治史・法制史・外交史をはじめとする日本近代史研究の発展に寄与してきている。

一方、その草創期において井上が重要な役割を担った皇典講究所・國學院の学問的基盤である明治期の国学（以下、明治国学）に関する研究も國學院大學においては夙になされ、特に國學院大學研究開発推進機構（以下、機構）の前身である國學院大學日本文化研究所（以下、研究所）では、國學院の自校史と関連して、昭和五十七年に『皇典講究所草創期の人びと』を刊行し、平成十年には國學院の設立及び草創期に活躍した人物についても増補した『國學院黎明期の群像』を編集・発行して、国学者の業績・活動という人物史から見た皇典講究所・國學院の展開をまとめている。さらに研究所では、幕末維新期から明治初期にかけての国学について多角的に取り組んだ論文集である『維新前後に於ける国学の諸問題』を、國學院大學創立百周年記念事業の一環として昭和五十八年に刊行し、このほかにも研究所の『紀要』及び『所報』には、歴代の研究所スタッフによる明治国学に関する論考や記事が数多く発表されてきた。その後、明治国学については、日本の近代国家の確立において果たした役割や、国学の細分化がもたらした近代的諸学問の形成などの文脈から、近年あらためてクローズアップされるようになり、今日までに明治国学に関する数多くの業績が発表されて、様々な視点からの検証がなされるようになってきている。⁽²⁾

このように、國學院の設立及び草創期に携わった井上毅ないし国学者に関して、國學院大學及び研究所は自校史的な意味合いも兼ねて、これらの研究史の上で先駆的役割を果たしてきた。ただ、井上と国学者の関係そのものを中心テーマに据えた事業などの取り組みはなく、加えて学界全体でも、両者の関係を追究した研究がいまだ十分になされてきたとは言いがたい。しかし、井上と明治国学との関連を明らかにすることは、國學院大學においてはその自校史研究の上で必要となるとともに、日本近代史全般においても、井上を通じて明治国学が日本の近代化に果たした役割

を明確にすることは、明治国家形成の全体像を把握する上でも重要となつてこよう。本稿では、以上の問題意識から、井上と明治国学及び国学者との関係について、井上の旧蔵資料である「梧陰文庫」や『井上毅伝』に所収の明治国学関連の資料を中心に検証していき、そこから井上と明治国学とに関する研究が有する意義や可能性について指摘したい。

一 井上毅と明治国学に関する研究史

明治国学に関する研究が進められてきている今日においても、井上と明治国学との関係を検証した研究はあまり多くはないが、井上による帝国憲法の起草に国学者の助力があったこと自体は夙に指摘されていた。帝国憲法起草において、古事記、日本書紀・続日本紀以下の六国史や令義解などの日本の古典が参照されていたことを指摘した稲田正次氏の『明治憲法成立史』(有斐閣発行 昭和三十五、三十七年)には、「井上毅の古典の調査を助けたものに、小中村(池辺)義象があつた⁽³⁾」と、井上と同じ熊本の出身で、かつ東京大学文学部附属古典講習科(以下、古典講習科)在学中に、井上と親交のあつた小中村清矩の養子となり、卒業後は井上が長官を務める図書寮の寮員となつた池辺義象の助力があつたことも記されている。この帝国憲法成立史に関する先駆的研究に表されているように、井上にとって国学者とは、西洋の近代法についてロエスレルやボアソナード、モッセなどのお雇い外国人の助言を得ていたように、日本の伝統的な法制度に関するブレーンとしての役割を担っていた。

このように井上が国学者をブレーンとして政策の立案や法制度の作成を行ったことについて、その後研究が進められたのが、帝国憲法起草と並行してなされた皇室典範の起草時に関してであった。皇室典範の成立過程は、前述の

稲田氏などによる研究でその大枠は明らかにされていたが、さらに詳細な過程が追究される契機となったのは、「梧陰文庫」の所蔵機関である國學院大學において、梧陰文庫研究会が結成されたことである。梧陰文庫研究会は國學院大學の法学部が中心となって昭和五十五年に結成されたもので、井上に関する事柄を中心に、主に日本近代史に関する研究会を定期的に開催し続けてきている。この梧陰文庫研究会の草創期において、まず着手されたのが皇室典範関係資料の研究であり、その成果として「梧陰文庫」中の皇室典範関係資料を紹介・分析した『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史』（大成出版社発行 昭和五十七年）と、『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定本史』（大成出版社発行 昭和六十一年）が編纂・刊行された。⁽⁴⁾

このような梧陰文庫研究会での皇室典範成立過程の研究において、典範起草時に国学者が関与したことを明確に提示した研究が、梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』（木鐸社発行 平成四年）に所収の小林宏氏による「井上毅の女帝廃止論——皇室典範第一条の成立に関して——」である。小林氏の研究は、井上が皇室典範における女帝廃止の規定を理由付ける上で、サリツク法の影響下にあるプロイセン、ベルギー、スウェーデンといった西洋の事例とともに、明治十一年に元老院蔵版で出された、福羽美静や横山由清、黒川真頼といった国学者により編纂された『旧典類纂皇位継承篇』や、小中村清矩が明治十八年十月に作成した「女帝考」⁽⁵⁾に示された女帝に関する日本の歴史上の事例を大いに参考に供したことを指摘した。

また、「梧陰文庫」をはじめとする関係資料を駆使して、皇室典範の成立過程の全体を詳細に検証したのが、島善高氏の「明治皇室典範制定史の基礎的考察」（『國學院大學紀要』二二 昭和五十九年）であり、さらに島氏は当論考を展させて、『近代皇室制度の形成——明治皇室典範のできるまで——』（成文堂発行 平成六年）、また「明治皇室典範の制定過程」（小林宏・島善高編『日本立法資料全集一六 明治皇室典範』（上）信山社 平成八年）を発表して、皇室典範を中心とする

皇室法整備の過程の体系化を行った。この皇室法整備の過程での、井上による「皇室典範義解」の原型となる「皇室典範説明」の作成について、島氏は「井上の説明書起草を手伝っていたのが、明治十九年に古典講習科を卒業して図書寮に入った小中村義象であり、またその養父で東大教授の小中村清矩であつた」と、小中村清矩・義象父子の関与を、「梧陰文庫」や『井上毅伝』所収の諸資料を用いて明示している。さらに島氏は別稿で、帝国憲法に關しても、その第一条に示された「万世一系」の字義や、「シラス」の理念について、池辺（小中村）義象の調査（「万世一系ノ字義ニ関スル調査」（文書番号B—三三）、但し、池辺の調査意見は受け入れられていない）や教示があつたことも、「梧陰文庫」などの諸資料から明らかにし、帝国憲法起草にも国学者による古典調査があつたことを指摘している（「万世一系の天皇」について『明治聖徳記念学会紀要』復刊六 平成四年、「井上毅のシラス論註解—帝国憲法第一条成立の沿革—」『明治国家形成と井上毅』⁽⁷⁾）。このような小林・島両氏の研究はともに、井上が帝国憲法・皇室典範の起草に際して、「我が伝統法と外国法との両者を近づけ、それを整合する」こと⁽⁸⁾、つまり井上が日本の伝統的な法制度と西洋の近代法制度との「整合」を図つたことを明らかにしたもので、ここには日本の伝統的な法制度の調査に、国学者が従事したことが示されている。

このような井上を通じての国学者による帝国憲法・皇室典範への関与は、明治国学が日本の近代化に果たした役割を考察する上での大きな課題の一つと捉えられ、阪本是丸氏は「明治国学の研究課題」（『日本思想史』二六 平成六年、後に同氏『近世・近代神道論考』弘文堂発行 平成十九年に再録）において、明治国学が日本の近代化、特に皇室・国家制度の近代的整備に關つた事柄として、「御系譜調査・宮中祭祀整備と福羽美静の存在」、「元老院の国学者による皇室制度調査」、「岩倉具視と矢野玄道・福羽美静」とともに、「井上毅と国学者」を挙げて、「皇室制度の整備にしても、井上が持ち前の鋭敏さと抜群の論理構成力で皇室典範の制定等に決定的な役割を果たしたことは事実であるが、その

井上にも多くの国学者の縁の下での力持ちとして、井上に助力を惜しまなかったことだけは確認しておくべきであろう」と述べ、具体的には「宮内省図書頭を兼任していた井上であるから御用掛准奏任の矢野玄道、井上頼圀とは最も近い関係にあったし、また後に丸山作樂も図書助として井上の下にいたのだから、井上は日本の古典・日本法制等の分野に関する調査には十分な「国学者の手足」を有していたのである」と指摘している。井上と国学者とは、例えば明治九年の政府内での「皇親」をめぐる議論に、井上は谷森善臣や近藤芳樹ら国学者と参加し、また明治十四年創設の参事院では、津和野派の国学者である福羽美静とともに議官を務めるなど、同じ官僚として政府内での接点は多く、また井上が伝統的な法制度の調査を国学者に依頼することについても、小中村清矩には明治十年代初頭より行っていたことが確認できる。但し、井上が数人の国学者をブレーンとして伝統的な法制度の調査体制を本格的に構築したのは、右の阪本氏の指摘にあるように、宮内省図書寮の初代図書頭時代であった。図書頭時代に井上は、当時文部省御用掛であった小中村清矩を含め、寮内の矢野玄道や井上頼圀、さらに後には池辺（小中村）義象なども加えて伝統的な皇室の制度典札に関する調査を、維新後の沿革も含めて行い、その成果として『図書寮記録』上・中編を編纂・刊行したことは、筆者がかつて検証したところである（井上毅と『図書寮記録』の編纂・刊行『國學院雑誌』一〇二—三 平成十三年）。

これら諸研究を通じて、井上が皇室典範起草の際、特に天皇・皇室に関する伝統的な法制度も参照すべく、国学者に伝統的な皇室制度に関する諮問ないしその調査を依頼したことが明らかになってきている。ただ、こうした伝統的な皇室制度調査をめぐる井上と国学者との関係を考えるに際して、同時に留意すべきは、前述の阪本氏が指摘する、明治国学による皇室・国家制度の近代的整備への関わりに示されるように、国学者による伝統的な法制度（特に皇室制度）に関する調査が、帝国憲法・皇室典範起草の明治二十年前後から始まったものではなく、明治初期以降、主に

国憲（憲法）や皇室制度の整備の上で、宮内省や元老院などの官省内で国学者が果たしてきた主要な役割の一つだったということである。⁽¹²⁾つまり、皇室典範起草時の井上による国学者を用いた伝統的な法制度の調査は、明治初期からの流れを受け継いで行われたという性格を有しているのであり、そうした意味でこの時期の井上の調査は、明治初期以降の国学者による官省内での伝統法調査の歴史の延長線上に位置付けることもできるのである。

二 『井上毅伝 史料篇』における明治国学関係資料

次に『井上毅伝』所収の資料のうち、井上と明治国学との関連を示した資料についていくつか見ていきたい。

『井上毅伝』における井上と明治国学との関係を示す資料は、主に第四から第六にかけて収められている書簡及び詩文に見出すことができる。書簡では、池辺（小中村）義象、高崎正風、丸山作楽、丸山正彦などの国学者に宛てたものがあり、これらのうち、池辺義象宛の書簡が三十一通と最も多く収録されている。池辺は前述のように、養父小中村清矩と井上との交流や、井上と同郷であった縁から、特に明治十九年以降は井上と行動をとみにし、井上からの古典や国語、詩歌、伝統的な法制度などに関する質問にしばしば応じていた。実際、井上による池辺宛の書簡の内容も、前節で触れた『図書寮記録』編纂や、皇室典範起草時の伝統的な皇室制度調査に加え、詩文の添削、そして文相時代以降、晩年の井上による国語教育や国文関係の著作にまつわるものが主であり、それゆえ池辺宛の書簡には、井上と明治国学との関係の歴史もまたそのまま表されていると言うことができる。

また、池辺宛の書簡の中で注目すべきものとして、井上が「一国ニ於ケル言語ハ其建国ノ本質ニシテ、国ノ独立ニ密着ノ関係ヲ有スル事」などを論じる『皇国言』と題する一書を著すことを説いて、池辺にそのうちの第二章となる

「皇国言ノ固有ノ性質、其優美、其変化活動ノ支那語ニ優リ、欧語ニ劣ラザル事」の起草を依頼している書簡がある。⁽¹³⁾ 結局、『皇国言』は完成せず発表には至らなかったが、この『皇国言』編纂の発端については、後に池辺が井上の遺稿集となった『梧陰存稿』の奥書で、「廿二三年のころより、先生「井上毅」は国語国文の最も貴重すべきことを論せられ、皇国言といふ書をあらはさむことを企てたまひしこともありき」⁽¹⁴⁾と、明治二十二・三年頃より、井上が国語・国文を貴重とすべきことを説いたことによるものと伝えている。こうした池辺が伝える『皇国言』編纂のエピソードは、後の文相時代に井上が推進したと言われる「国語・歴史を中核とする愛国心教育、国体教育」⁽¹⁵⁾が、政治的な判断だけでなく、井上自身の国語・国文を重視する姿勢によるところがあったことを示している。

ほかにも、池辺宛書簡から、井上と明治国学との関係を考える上で特筆すべき点は、年代不明の六月五日付書簡で、井上が「市村瓚二郎・瀧川亀太郎・関根正直之三人ニハ、必一度面会いたし度候間、帰京後御紹介被下度候」⁽¹⁶⁾と、池辺に市村瓚次郎・瀧川亀太郎・関根正直の三人の紹介を願っていることで、前述の『皇国言』⁽¹⁷⁾に関する池辺宛書簡の書き出し部分には「御紹介を以て関根諸君ニ面晤之機を得、茅塞を開候、猶帰京後、再会所冀候」と、池辺の紹介をもって、関根らと面晤の機会を得たことが記されている。ここから、井上が池辺を通じて市村・瀧川・関根といった国学者・漢学者との交流を広げていたことがわかる。特に井上は、政界はもちろんのこと、中江兆民、陸羯南、池辺三山といったジャーナリズムの世界から、有賀長雄、井上哲次郎といった学界などにも幅広い交流のネットワークを有した人物であったが、人的なつながりをもとに、さらに国学・漢学の世界との広い交流を形成していったことが窺い知れる。

次に、高崎正風、丸山作楽宛の書簡では、井上が送った詩文に対して丸山が返書を認めており、同様に井上作の詩文に高崎による添削がなされた返書も『井上毅伝』に掲載されている。井上は主に図書館頭に就任して以降詩文を詠む

ようになり、その添削などを国学者にしばしば依頼し、とりわけ明治十八年七月に上総・常陸を村岡良弼や重野安繹とともに旅してまわった際の紀行文である「総常紀行」には、高崎や丸山、そして小中村清矩といった数名の国学者による批評と添削が施されている。⁽¹⁸⁾ またこれら人物のうち、丸山作楽は井上が図書頭であった明治十九年三月から図書助となっているが、『井上毅伝』所収の明治十二年推定の丸山宛書簡は、儒教に基づく伝統的な風教の振興を目的に設立された斯文学会⁽¹⁹⁾に関するものであり、井上もまた斯文学会の運営に尽力し、その機関誌である『斯文一斑』にも、井上は漢文の著作を多数発表していた。この書簡の最後でも井上は丸山に「小生文稿如何」と問うており、少なくともこの頃より井上・丸山両者の間に学術的なことも含めた交流があったことがわかる。

さらに、その丸山作楽の養子となった丸山正彦は、古典講習科の出身で、皇典講究所や國學院の講師を委嘱され、後に陸軍教授として陸軍中央幼年学校国語漢文科長となった人物である。『井上毅伝』所収の井上からの書簡一通は、玉置昌蔵なる人物との面談の仲介を依頼されたものであるが、丸山正彦が古典講習科を卒業した二年後の明治二十一年に初めての著書となる『日本古来財産相続法』を刊行した際には、その序文を井上が寄せており、「梧陰文庫」にも全文井上自筆による序文の草稿が収められている（文書番号A—九一三）。こうした井上と丸山正彦との交流は、正彦の養父・作楽を通じてのものと推察される。

また、国学者らとの書簡のほかにも、国学関連で注目すべきものとして、佐野常民宛の明治十八年推定の八月二十日付書簡が『井上毅伝』には収められている。⁽²¹⁾ その書簡の一節で、井上は佐野に対し、次のように述べている。

一、昨日携候而奉供清覧候本ハ、佐原之清宮秀堅之家之蔵書ニ有之候、戸籍之古本ハ、栗田先生ハ已ニ所蔵有之候歟、経世或考・地方新編之二編ハ清宮之著述ニ而、大分骨折候ものニ見へ候処、空布蟲害ニ委し候者残念之至

存候へハ高慮次第、元老院ニ而活刷ニ付せられ候ハ、先賢之為ニ榮譽を顕揚し、且、後学之楷梯歟と奉存候ニ付、態々取寄せ候而奉供覧候、

ここで井上は、下総国佐原出身で、幕末に国学者の伝記をまとめた『古学小伝』を編んだことで知られる清宮秀堅⁽²²⁾の著作である「経世或考」と「地方新編」の二編を元老院において活版印刷すべきことを、当時同院の議長を務めていた佐野に対して提案している。⁽²³⁾この清宮の著作はおそらく『地方新書』上・下二巻を指しているものと思われる、『地方新書』は上巻が田制部、下巻が度量権部となっており、下巻のほうは実際に『地方新書 度量権部』として、明治十九年六月に元老院蔵版で刊行されている。⁽²⁴⁾この『地方新書 度量権部』は、右の書簡の内容から、井上の提案が受け入れられて刊行されたと見ることができ、それゆえ元老院より献呈されたのか、「梧陰文庫」にも同書が収められている（図書番号四〇二）。特に、この「梧陰文庫」所収の『地方新書 度量権部』には、巻頭に井上の自筆で「明治十九年夏閱 井上毅」とあって、元老院蔵版で刊行された後まもなくに井上が閲読したことが記されており、かつ本文中にも井上による圈点や書き入れが多数施されている。⁽²⁵⁾

また、右の佐野宛書簡で井上が名前を挙げる「栗田先生」、つまり水戸学者の栗田寛と井上とは、井上の文相時代における史誌編纂掛の廃止と新しい国史編修事業の構想をめぐって、栗田は自らの意見書を井上に送っている。⁽²⁶⁾この史誌編纂掛の廃止、及び新たな国史編修事業の構想をめぐる諸問題について、「梧陰文庫」の資料を中心に多角的に検証したものとして、秋元信英氏による「明治二十六年四月における新史局の帝室設置案」〔『国史学』九九 昭和五十一年〕、「明治二十六年栗田寛の修史事業構想」〔『國學院女子短期大学紀要』一 昭和五十七年〕、「國學院大學図書館所蔵『梧陰文庫』関係史料よりみた文相井上毅の修史事業と文体への関心」〔『國學院大學図書館紀要』三 平成三年〕などの一連

の研究がある。⁽²⁷⁾ これらのうち、特に「明治二十六年栗田寛の修史事業構想」では、当時帝国大学文科大学教授とともに、國學院でも嘱託で国史の講義を担当していた栗田寛が、井上からの諮問を受けて、従来の漢文体に代わる国文体による国史編修を唱えたことが指摘されており、さらに井上と栗田との間柄についても、単に「文相と大学教員の関係」だけにとどまらず、「充分な学問・政治双方からの事業が存した」ことが検証されている。⁽²⁸⁾ また、井上の文相時代に關するもの以外でも、栗田による皇室の制度典札などに関する意見書が、間接的ながら井上の手にわたっている。例えば四月二十九日付池辺宛の「皇太子妃称号ニ關スル意見」(文書番号B—三〇)や、後述の小中村清矩作成「律令神璽考」(文書番号B—一四七)に付された、明治十八年六月十九日付の神璽に関する意見書が「梧陰文庫」に残されており、さらには皇室の制度典札以外でも、明治四年十月二十三日に栗田が自らの学制試案を認めた「学規稿」(文書番号B—二九四七)といった教育制度に関する資料も収められている。⁽³⁰⁾ 井上が起草に携わった教育勅語に含まれる、会沢正志斎の『新論』における国体論といった水戸学的要素に関しては先行研究で指摘されているが、一方で井上と水戸学との關係に関する研究はなされておらず、井上が水戸學に関する知識や教養をどれほど有していたかについては不明な点が多い。しかし、本稿で説明する井上と国学との關係に加え、井上と水戸學との關係についての検証もまた、帝國憲法や教育勅語の中心的起草者である井上の国體觀を明確にすることになる重要な課題と言え、その際にはこうした栗田との交流や、栗田の論考について考慮することも、井上の水戸學への理解を明らかにする上での一助となろう。

このように『井上毅伝』所収の明治国学關係資料からは、井上と国學者との關係について、井上が個々の国學者との人的なつながりから、さらに国學界に広い交流を築いていたこと、また官省内での公的な關係だけでなく、個人としての学術的な交流も含めたものであったことがわかる。特に井上は漢詩文を著す一方で、国語・国文に関する著作や詩文も数多く残しており、このことから井上の国學者との交流の広がりや、そうした井上の国学にまつわる学

術的な活動の広がりと同時に表すものと見ることができよう。

三 「梧陰文庫」における明治国学関係資料

「梧陰文庫」の資料は、『井上毅伝』八冊（第一―六、補遺一・二）と『近代日本法制史料集』全二〇巻において多数翻刻されているが、それでも約六千点に及ぶ「梧陰文庫」資料のごく一部に過ぎない。また、こうした『井上毅伝』・『近代日本法制史料集』未収の、膨大な「梧陰文庫」資料のうち、広く明治国学に関連すると言える資料は数十点に及ぶ。ここでは、その中でも特に数の多い小中村清矩と、その養子であった池辺義象に関連する資料について紹介したい。

「梧陰文庫」の「文書之部」の資料は、井上自身が生前その分類・整理を行ったままの状態を基礎として、昭和三十八年の國學院大學図書館による『梧陰文庫目録』編纂の際に、「A 秘庫之部」・「B 袋入之部」・「C 冊子之部」・「D 梧陰先生自筆草稿類」の四つに大きく分けられた。⁽³²⁾井上が行った分類は主に文書の内容ごとにまとめたもので、その中の明治国学関連の資料も、その内容にそって分けられており、特に集中しているのが、前述の井上と明治国学との関係が顕著であった皇室典範の起草における調査資料をまとめた「B 袋入之部」の「皇室関係」である。この皇室典範起草時の調査資料としての明治国学関連資料では、小中村清矩の作成した調書が多く、「皇太子御配偶称号之事」（文書番号B―四）、「親王ノ妻称号之事」（文書番号B―五）、「皇兄弟皇子・内親王称号考」（文書番号B―八）、「皇親班位考」（文書番号B―一三）など、前述した「女帝考」を含めて、主に皇位継承法に関するものや皇族関連のものが目に付く。また、前述の『図書寮記録』で、小中村清矩は「古代親政体制」を執筆しているが、「梧陰文

庫」には、明治十七年七月二十日付の小中村作成の「古代太政官沿革」(文書番号C—九二—①)⁽³³⁾も残されており、律令における太政官制度の調査も、小中村が主に担っていたことがわかる。

加えて、この『図書寮記録』以外に、図書頭時代に井上は三種の神器や神璽、大刀契に関する、「皇室典彙」と題する書籍の編纂も試みており、その目次として、

卷一 神器

神器考略 小中村義象

神璽三弁 伴 信友

神璽之説 矢野玄道

令律神璽考 小中村清矩

三種神符考 堀 直格

卷二 大刀契

とあったことが伝えられているが、これらのうち「梧陰文庫」には、池辺(小中村)義象の「神器考略」(文書番号B—一四五)⁽³⁴⁾、矢野玄道の「神璽之説」(文書番号B—一四六)⁽³⁵⁾、そして小中村清矩の「令律神璽考」(文書番号B—一四七)が収められている。

また、この小中村清矩の養子であった池辺義象の資料は、右の「神器考略」のような皇室典範起草時の調書だけでなく、その後の井上の文部大臣時代にまで及んでいる。前述のごとく、池辺は図書寮員の頃より、養父小中村と同様、

井上の下で伝統的な法制度の調査などに従事し、井上・池辺の両者がともに図書寮を辞した後も、井上からの日本の古典に基づいた伝統的な事柄に関する諮問などに応じるなど親交は深く、その関係は明治二十八年三月の井上の逝去まで続いた。⁽³⁸⁾特に井上の文相時代に、池辺は井上の指示により、高等師範学校における国文専修科規則の草案(文書番号B—三二七九、三二八〇)を作成し、あるいは池辺自身も、教育政策・制度に関する意見書として、「欧州楽」だけでなく「古楽」の重要性を説いた明治二十六年五月付の「音楽学校ニ於ル意見」(文書番号B—二五五〇)や、古典講習科時代の同期生であった増田于信・落合直文との連名で作成した「教育に就きての意見」(文書番号B—二五四〇)と題する、文字通り帝国大学や師範学校、中学校、女学校、教科書、視学官といった教育機関・制度全般に関する意見書を井上に呈している。これら資料から、井上と池辺との関係について、井上からの諮問や依頼に池辺が応えるといったかたちがあった反面、池辺のほうからも積極的に井上に対して建議することがあったことがわかる。

そして、この井上文相時代において、小中村清矩を含めた国学者などが携わって確立したのが「祝日大祭日歌詞並楽譜」である。そもそも明治二十四年六月制定の「小学校祝日大祭日儀式規程」では、祝日大祭日の儀式にはそれに相応する唱歌の斉唱を行うことが規定されたが、その祝日大祭日のための唱歌自体が出来ておらず、翌二十五年に暫定的に十三曲を指定するも、いまだ正式な儀式唱歌は定められていなかった。そこで井上が文相であった明治二十六年八月十二日に「君が代」、「勅語奉答」、「二月一日」、「元始祭」、「紀元節」、「神嘗祭」、「天長節」、「新嘗祭」の八曲を正式な儀式用唱歌とする「祝日大祭日歌詞並楽譜」が告示された。⁽⁴⁰⁾

当時文相の井上自身が、この儀式唱歌の制度について述べたものとして、『井上毅伝』に所収の「唱歌改正卜辞職ノ風説」と題する記事には、次の一節がある。⁽⁴¹⁾

小学生徒唱歌改正の事は、余が未だ文部に入らざるの前、既に高崎正風、丸山作楽、并に勝伯等の諸氏に於て取調べられたるものにて、頗る精密なるものに付、今度はを小学生徒の唱歌に充つる事に決したるなり、

ここで井上は、文部大臣に就任する以前より、すでに高崎正風、丸山作楽、勝海舟などによって儀式唱歌が作成されており、これらが頗る精密なものであるため、儀式唱歌とすることに決したと述べている。「梧陰文庫」にも、この時告示された八曲のうち、「君が代」と、すでに森文相期に作成・配布されていた「紀元節」と「天長節」の歌を除く五曲と、及び祝日大祭日儀式で唱歌斉唱がなされた「春秋皇霊祭」、「孝明天皇祭」、「神武天皇祭」の歌の三曲を合わせた、計八曲の唱歌をまとめて記した資料が収められている（文書番号B—三〇九二）⁽⁴²⁾。

なお最後に、「梧陰文庫」のほかに、研究所がプロジェクトなどを通じて収集してきた資料の中で、井上と明治国学との関係を示すものについて付言すると、昭和五十二年より五十八年まで展開された『國學大成』の編纂プロジェクト関連の資料群がある。『國學大成』の編纂プロジェクトは、國學院大學の「神道・国学の闡明」という建学の精神に基づき、「発生から今日まで、三百年をこえる国学の全成果、現在までの達成の統てを、ここに集成して、後世に伝えよう」という意図から、「国学の集大成」とも言うべき『國學大成』全三〇巻を編纂・刊行するとい⁽⁴³⁾うもので、結局プロジェクトは未完のままとなったが、当時の研究所スタッフが全国をまわって撮影してきた膨大な国学関連の資料が研究所、さらに機構に引き継がれてきている⁽⁴⁴⁾。そこには、福羽美静や小中村清矩、近藤芳樹といった明治国学関連の資料もあるが、それらの中で、井上と国学者との関係を示すものとして、矢野玄道の日記類（原本は愛媛県伊曾乃神社所蔵）がある。これは、矢野の高弟である木野戸勝隆が筆写したもので、断片的ながらも、矢野が二十歳代前半であった弘化年間から晩年となる明治十九年までの十三冊がある。そこには明治十七年から十九年まで

の図書寮時代の日記もあり、特に明治十八年九月十二日の条に「朝井上毅有書、託后妃夫人等沿革考事」と、井上より「后妃夫人等沿革」に関する調査を依頼されたことが記されている。⁽⁴⁵⁾ここで矢野が著した明治十八年十月付の「后妃考（原題は「後宮略考案」）」が「梧陰文庫」に残されており（文書番号B-100）、このように国学者の日記の記述と「梧陰文庫」資料とが結び合うことで、井上が国学者に伝統的な皇室制度の調査を依頼した実態がより鮮明になってくる。⁽⁴⁶⁾

おわりに

以上、井上と明治国学及び国学者との関係について、「梧陰文庫」や『井上毅伝』所収の明治国学関連の資料を中心に見てきた。そこでは、井上と国学者とのつながりが、政府内での結びつきだけでなく、文芸面や学術的な事柄にまで及んだこと、また井上が国学界に広く交流をもっていたことが窺える。こうした井上と明治国学との関係は、特に井上関わった皇典講究所や國學院、あるいは今日の東京大学史料編纂所の前身である史料編纂掛などをめぐる、明治日本の国学（国文学・国史学）にまつわる学問史を見る上で、井上と国学者との政治的な関係だけでなく、人的な親交についても視野に入れるべきことを示唆していると言える。

また、井上による国学者を用いた伝統的な法制度の調査に関しても、その具体的な内容を精査することで、井上を通じて国学者が日本の近代化に果たした役割がより明確になってくるとともに、逆に明治国学のほうから焦点を当てることにより、明治初期以降の国学者による伝統法調査の歴史における井上の位置づけを検証し、合わせて皇室制度をはじめとする日本の近代法整備の歴史を国学者の学問的営為から捉え直すことで、明治日本の近代化について、従

来の近代西洋の思想や法制度を軸とした文明化の文脈からだけではない、日本の古典や歴史を基礎に形成された面もまた明らかにすることができよう。そうした意味で、井上と明治国学との関係を検証することは、明治日本の政治史や法制史、学問史、教育史などの日本近代史全般に通じる一つの主要な研究課題であり、このことは同時に明治国家形成の実相をより深く理解することにつながる可能性もまた含んでいるのである。

註

- (1) 國學院大學図書館所蔵「梧陰文庫」(文書番号B—三三三八)。なお、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇』(國學院大學図書館 昭和四十一年—五十二年、以下『井上毅伝』) 第二 六〇四—六〇六頁に翻刻されている。
- (2) ① 此(こ)二年(平成十九年以降)の間だけでも、大沼宜規「晩年の小中村清矩—日記にみる活動と交友—」(『近代史料研究』七 平成十九年)、武田秀章「安政・文久期における小中村清矩の国学観—明治国学の一前提—」(『神道宗教』二〇四・二〇五 平成十九年)、同「近藤芳樹の「防長国学」」(『國學院雑誌』一〇九—八 平成二十年)、また明治初期の大学校における国学者を取り上げた熊澤恵里子「幕末維新期における教育の近代化に関する研究」(風間書房 平成十九年)や、幕末維新期から昭和戦前期までの神祇制度や皇室制度、教育機関における国学の展開を多角的に考察した藤田大誠「近代国学の研究」(弘文堂 平成十九年)などがある。
- (3) 稲田正次『明治憲法成立史』下巻 有斐閣 昭和三十七年 八八九頁。
- (4) 梧陰文庫研究会の活動については、「梧陰文庫研究会について」(梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』木鐸社 平成十二年)を参照。
- (5) 「女帝考」は、「梧陰文庫」(文書番号B—一〇二)のほか、国立国会図書館憲政資料室所蔵「牧野伸顯関係文書」(文書番号九—二)に収められており、後者は所功氏により翻刻がなされている(『近現代の「女性天皇」論』展転社 平成十三年)。なお、「梧陰文庫」所収本は、抹消された箇所「此条の疏証には父清矩力著ハせる女帝考を以て尤適當とす、依

て今其要を採摘して左に開列す」とあり、当時小中村清矩の養子であった池辺義象が井上に提示したものであることがわかる。

- (6) 島善高「明治皇室典範の制定過程」(小林宏・島善高編『日本立法資料全集一六 明治皇室典範』(上) 信山社 平成八年) 九三頁。

- (7) 島氏はほかにも「明治初年の「皇親」論議—梧陰文庫所蔵「皇親」の紹介と翻刻—」(『早稲田人文自然科学研究』四三 平成五年)で、「梧陰文庫」所収の「皇親」(文書番号B—八四)を翻刻するとともに、その解題では、同じく「梧陰文庫」に収められている福羽美静・近藤芳樹作成の「親王内親王考案二則」(文書番号B—四一)、及び「親王内親王考」(文書番号B—一一六)を引いて考察している。なお、同氏の「明治皇室典範の制定過程」五一—一六頁も参照。

- (8) 小林宏「井上毅の女帝廃止論—皇室典範第一条の成立に関して—」(梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社 平成四年) 三九一頁。

- (9) 島氏の「明治初年の「皇親」論議—梧陰文庫所蔵「皇親」の紹介と翻刻—」、及び「明治皇室典範の制定過程」を参照。

- (10) 『図書寮記録』を構成する各節の草稿は、宮内庁書陵部に多く収められているが、「梧陰文庫」中にも『図書寮記録』上編所収「維新後親政体制」の草稿がある(文書番号B—一〇二六、及びC—三三—⑩の紙背)。

- (11) 『図書寮記録』が、後に『皇室典範義解』につながる皇室典範各条(特に第十一条)の説明を井上が作成する上で活用されたことについては、拙著『井上毅と宗教—明治国家形成と世俗主義—』弘文堂 平成十八年 一〇二頁を参照。また『図書寮記録』については、堀口修「図書寮における「図書寮記録」、「帝室日誌」、「帝室例規類纂」の編輯(纂)について」(上)・(下) (『大倉山論集』五二、五三 平成十八、十九年)も参照。

- (12) 明治初期以降の官省内における国学者の伝統法調査については、藤田前掲書中、特に第六章「近代皇位継承法の形成過程と国学者—明治皇室典範第一条成立の前提—」を参照。また国学者が関与した政府内における御系譜調査の機関の変遷については、田邊勝哉「皇室の御系譜に就いて」(『國學院雜誌』三四—一二 昭和三年)を参照。

- (13) 『井上毅伝』第四 一六—一七頁。

- (14) 『井上毅伝』第三 七〇四頁。引用文中の「」内は引用者による註記を示す。

- (15) 海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会 昭和四十三年 九四二頁。

- (16) 『井上毅伝』第四 一四頁。
- (17) 『井上毅伝』第四 一六頁。
- (18) 『井上毅伝』第六 四—一五頁に所収。また、この「総常紀行」には、村岡良弼による評も記されており、そのため後年村岡が幹事を務めた如蘭社の機関誌『如蘭社話』後編卷十八（大正五年）には、村岡校「井上毅「総常紀行」」が掲載されている。
- (19) 斯文学会については、『斯文六十年史』斯文会 昭和四年、二一九—二三三頁を参照。
- (20) 『井上毅伝』第五 八五頁、参照。また、井上は斯文学会設立の立役者である岩倉具視に向けて、同学会保護のための建策も施している（『井上毅伝』第一 三二四—三二五頁）。
- (21) 『井上毅伝』第四 四三五頁。
- (22) 清宮秀堅『古学小伝』成立の背景を考察したものとして、中澤伸弘「清宮秀堅『古学小伝』成立に関する一考察」（『國學院雑誌』一〇七—四 平成十八年）を参照。
- (23) 井上と佐野との親交がどれほどあったかについては不明な点が多いが、この後の明治二十一年から二十三年の帝国憲法発布前後の時期に、井上は佐野邸にて、「行政の目的に就いて」と、「法律と道理との論」（ともに『井上毅伝』第五に所収）と題する演説を行っている。特に前者の「行政の目的に就いて」には金子堅太郎や中根重一といった官僚らも参加していたことが記されており、この時期に佐野のもとで官僚らが集った研究会のようなものが開かれていたことが窺える。また、これら井上の演説はともに、西洋の法制度と東洋の道德との関係についての所感を述べているものであるため、単に近代西洋の法制度に関する研究会というよりは、むしろ東洋の道德にも目を向けて検討する研究会であったと見ることが出来る。こうした佐野を中心とした東洋道德に関係した研究会に、井上も参加していたことは、両者の間に少なからず親交があったことを示している。
- (24) 一方の『地方新書 田制部』は、明治二十二年七月に清宮氏蔵版で刊行され、「梧陰文庫」にも収められている（圖書番号四〇一）。
- (25) 『地方新書 度量権部』をはじめ、「梧陰文庫」中の度量衡関連の史料を紹介したものととして、宮部香織「井上毅旧蔵の度量衡関係史料について」（『國學院大學日本文化研究所編『井上毅と梧陰文庫』汲古書院 平成十八年）を参照。

- (26) 「梧陰文庫」所収の二通の「修士事業ニ関スル意見」(文書番号B—三一—二、及び三一—三)。両文書はともに『井上毅伝』第五 一二〇—一二三頁に翻刻。「梧陰文庫」所収の栗田関係の資料は、後述するものを除いて、ほかに星野恒(文科大学教授)・三上参次(同助教授)連名による「史料修正の予定」(文書番号B—三一〇七)がある。なお「仮字紀伝議・藤原鎌足伝」(文書番号B—三〇七四)に「寛」の名があり、そこから國學院大學日本文化研究所編『梧陰文庫総目録』(東京大学出版会 平成十七年)では「栗田」寛」と推定しているが、これは日下寛を指す。「仮字紀伝議・藤原鎌足伝」については、秋元信英「明治二十六年栗田寛の修史事業構想」『國學院女子短期大学紀要』一 昭和五十七年)一三二—一三三頁を参照。
- (27) 秋元氏は別稿において、「梧陰文庫」所収の明治十八年十一月付、修史館内における総裁三条実美宛の意見書(文書番号B—三一—二七)も翻刻・紹介している(明治一八年十一月の修史館総裁三条実美宛の修史意見書)〔『國學院雑誌』七一—一〇 昭和四十五年)〕。
- (28) 栗田寛については、栗田勤「栗里先生年譜略」(『続日本古典全集 栗里先生雜著』一 現代思潮社復刻版 昭和五十五年)、照沼好文『栗田寛の研究—その生涯と歴史学—』錦正社 昭和四十九年、安蘇谷正彦「栗田寛」(『國學院黎明期の群像』國學院大學日本文化研究所 平成十年)など、参照。
- (29) 秋元「明治二十六年栗田寛の修史事業構想」一二〇—一二四頁、参照(引用部分は、一二二、一二四頁)。但し、秋元氏は同時に、栗田の意見にある国文体国史の必要を外面では唱えつつも、結局は栗田の意見を否定し、国文体国史の編纂を採用しなかった井上の姿勢に対して「いかにも井上毅然しい、ポーズと政策検討の使い分け」とも評している(一六〇頁)。このような秋元氏の評価にも表されるように、井上は国学者に調査を依頼するにせよ、その調査結果を採用するかについては、「政策検討」ないし井上の考えと合致するかによるところが大きく、こうした井上の姿勢は井上と明治国学との関係を具体的に検証する上で念頭に置く必要がある。
- (30) 「梧陰文庫」所収の栗田寛「学規稿」については、照沼好文『水戸の学風—特に栗田寛博士を中心として—』(水戸史学会 平成十年)第二章「栗田寛博士の学制試案—栗田寛博士自筆稿本『学規稿』について—」を参照。
- (31) 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社 昭和四十六年、安蘇谷正彦「会沢正志斎の国家思想〈下〉—明治維新への先覚と明治国家の精神的支柱—」(『日本及日本人』一六三三 平成十一年)など、参照。

- (32) 後の平成十七年刊行の『梧陰文庫総目録』では、さらに昭和五十八年に追加寄贈された分や従来未整理のままであった分を「E 袋入之部（追加）」及び「第Ⅱ部」として増補している。
- (33) 以上のほか、「梧陰文庫」所収の小中村清矩作成の資料は、後述するものを除いても、「朝堂へノ勅使派遣ノ調査 附延喜式拔書」（文書番号B—六四〇）、「大閤禪閣ノ名称」（文書番号B—八〇三）、「妾ヲ二等親トスル説」（文書番号B—二〇五八）、「妻妾名義考」（文書番号B—二〇九四）、「皇典古籍に志しある少年教育の学科書に用ふべきもの」（文書番号B—二九四九）など多数に及ぶ。
- (34) 宮内庁書陵部所蔵「図書寮記録下篇目次」（文書番号四一五函一一八號）。
- (35) 池辺（小中村）義象の「神器考略」の草稿が、同じ「梧陰文庫」中に一本あり（文書番号B—一四八）、さらにその原型となるものが、西尾市岩瀬文庫所蔵「喪葬令摘註」（文書番号一六五—一二）に綴じられている。そこでは末尾に池辺の自筆で「右ハ井上図書頭ノ下問ニ答ヘシモノナルカ栗田寛翁ノ神器考証ニ依テモノセシ故神器考畧ト名ケタル也」と記されている。
- (36) 無窮会専門図書館所蔵「神習文庫」には、井上の修正が施された「神靈之説」の草稿が収められている（文書番号一六九七）。
- (37) 「梧陰文庫」所収の図書寮員時代の池辺による調査資料として、既述のものほかに、明治二十年四月七日付の「古代外交考」（文書番号C—五七）などがある。「古代外交考」については、拙稿「明治二十年代初頭における国学の諸相—池辺義象の著作を中心に—」（『國學院雑誌』一〇四—一一 平成十五年）二九〇—二九二頁を参照。
- (38) 池辺は井上が逝去した後も、遺稿集となった『梧陰存稿』の編纂・刊行を果たし（拙稿「明治国学の継承をめぐる—池辺義象と明治国学史—」（『國學院雑誌』一〇七—一一 平成十八年）一八〇頁、参照）、明治二十八年六月の『大日本教育会雑誌』第一六六号には、井上の小伝を寄せている。この池辺による井上小伝の抜刷りが「梧陰文庫」に収められている（文書番号B—四二六一）。
- (39) 池辺による「音楽学校ニ於ケル意見」については、江崎公子「五通の手紙—東京音楽学校存廃論をめぐる—」（江崎公子編『音楽基礎研究文献集 解説』大空社 一九九四年）一一九—一二二頁、参照。同稿では、「梧陰文庫」所収の他の音楽教育に関する意見書（村岡範為「音楽改良意見」（文書番号B—三〇八〇）、同「東京音楽学校存廃ニ関スル意見」

(文書番号B―三〇八二)、E・H・ハウス「音楽教育ニ関スル意見」(文書番号B―三〇八五)、末松謙澄「歌楽論」(文書番号B―三〇九九)についても解説している。

- (40) 「祝日大祭日歌詞並楽譜」成立までの過程については、入江直樹「儀式用唱歌の法制化過程―一八九四年『訓令第七号』が学校内唱歌に残したもの―」(『教育学雑誌』二八 平成六年)を参照。また、井上はこれに先立つ明治二十六年五月五日に「小学校祝日大祭日儀式ニ関スル件」を発して、従来の「小学校祝日大祭日儀式規程」ではすべての祝日大祭日において儀式の施行が定められていたのを、「頻繁ニ渉リ疎慢ノ嫌アラシムルニ至テハ却テ敬祝ノ本意ヲ失フノミナラス其ノ良心ヲ教養スルノ目的ヲ誤ルモノニ近カラムトス」として、原則三大節(紀元節・天長節・一月一日)に限定し、その他の祝日大祭日における儀式施行は各学校の任意としている。井上による「小学校祝日大祭日儀式ニ関スル件」については、佐藤秀夫「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」(『教育学研究』三〇―三 昭和三十八年)、参照。

- (41) 『井上毅伝』第五 四四〇頁。

- (42) 本資料には、「元始祭の歌 鈴木重嶺作」、「春秋皇霊祭の歌 谷勤作」、「孝明天皇祭の歌 本居豊顕作」、「一月一日の歌 千家尊福作」、「神嘗祭の歌 木村正辞作」、「神武天皇祭の歌 丸山作楽作」、「勅語奉答の歌 勝安芳作」、「新嘗祭の歌 小中村清矩作」が順に記されている。

- (43) 内野吾郎「『國學大成』編纂の構想」(『國學院大學日本文化研究所報』八一 昭和五十三年)、参照。

- (44) 『國學院大學日本文化研究所報』には、昭和五十年代半ばから六十年代初頭にかけて、「『國學大成』の編纂」プロジェクト、ないしその他の国学資料収集関連のプロジェクトにおける出張で収集した資料に関する報告が、継続的に掲載されている。

- (45) 『國學大成』編纂に基づき、愛媛県伊曾乃神社所蔵「伊曾乃文庫」に収められている矢野玄道の伝記・日記類や著作・歌集などを主に出張調査した記録が、「矢野玄道関係資料の調査蒐集(三)」(上田賢治・永藤武・大原康男・阪本是丸)として、『國學院大學日本文化研究所報』一〇一(昭和五十六年)に掲載されており、そこには当該箇所をもって「当時、玄道は図書寮御用掛であり、図書頭の井上毅からも命を受けて、皇室関係の典籍などを考証してゐた」との指摘がある。図書寮御用掛時代における矢野の皇室制度調査については、矢野太郎『矢野玄道』愛媛県教育会 昭和八年 二五―二五五頁、参照。なお、同書二五二頁には、矢野宛の井上書簡も図版で掲載されている。

(46) 大沼氏が紹介する小中村清矩の日記にも、井上から依頼された調査に関する記述がなされており（大沼宜規「古典講習科時代の小中村清矩―日記にみる活動と交友―」（『近代史料研究』二一 平成十四年）、それに対する小中村の調査資料が「梧陰文庫」に収められている（拙稿「明治二十年代初頭における国学の諸相―池辺義象の著作を中心に―」二九二頁、参照）。